

○八頭町改善センター条例施行規則

(平成 17 年 3 月 31 日規則第 101 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八頭町改善センター条例(平成 17 年八頭町条例第 123 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用内容)

第 2 条 八頭町改善センター(以下「改善センター」という。)の利用内容は、次のとおりとする。

- (1) 各組織及びグループの共同学習
- (2) 生活改善の研修及び推進活動
- (3) 自家生産物の有効利用実践活動
- (4) 健康の維持管理
- (5) まちづくりの推進活動
- (6) その他必要と認めること。

(利用方法)

第 3 条 条例第 3 条の規定により改善センターを利用しようとする者は、改善センター利用許可申請書(様式第 1 号)を町長に申請し、許可を受けなければならない。ただし、町長が特に認めたときは、この限りでない。

2 条例第 7 条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、改善センター使用料減免申請書(様式第 2 号)を提出しなければならない。

(利用上の注意)

第 4 条 改善センターを利用する者は、火災予防に注意し、施設設備を愛護し、利用後は備品を所定の位置に整置し、電気・ガス及び水道の栓を閉じ清掃・戸締りを行わなければならない。

(記録)

第 5 条 条例第 10 条の規定により管理を委託されたものは、管理運営に必要な帳簿書類を備え、常に記録整理しておかななければならない。

2 前項の規定による備付けの帳簿書類は、次のとおりとする。

- (1) 備品台帳
- (2) 利用日誌
- (3) その他必要な書類

(運営委員会の設置)

第 6 条 改善センターの効果的な運営を図るため、運営委員会を置くことができる。

(その他)

第 7 条 この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の郡家町農村環境改善施設の設置及び管理に関する規則(昭和 59 年郡家町規則第 14 号)、郡家町農村婦人の家設置及び管理に関する規則(昭和 57 年郡家町規則第 5 号)又は八東町就業改善センターの設置及び管理等に関する規則(昭和 53 年八東町規則第 14 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第 1 号(第 3 条関係)

改善センター利用許可申請書
[別紙参照]

様式第 2 号(第 3 条関係)

改善センター使用料減免申請書
[別紙参照]